

○学校法人日本医科大学 ビデオ会議システム Webex 利用に係る要綱

(令和2年5月18日)

(目的)

第1条 この要綱は、学校法人日本医科大学(以下「本法人」という。)におけるビデオ会議システム Webex (以下「Webex」という)の円滑かつ安全な利用を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語は当該各号の定義によるものとする。

- (1) 「主催者」とは、Webex でのビデオ会議を主催する会議責任者を意味する。
- (2) 「参加者」とは、主催者以外のビデオ会議参加者を意味する。

(主催者)

第3条 本法人が保有する主催者ライセンス数には限りがあるため、主催者は次の各号に掲げる者のみとする。

- (1) 理事長 坂本 篤裕
- (2) 常務理事 鈴木 秀典
- (3) 常務理事 汲田 伸一郎
- (4) 日本医科大学 学長 弦間 昭彦
- (5) 日本獣医生命科学大学 学長 清水 一政
- (6) ICT 推進センター センター長 林 宏光
- (7) 第1号から第6号の主催者が承認した、本法人に所属する常勤の役職員及び非常勤の役職員

2 前項第7号に基づく主催者は、ビデオ会議実施の都度、所定の申請書類に基づき、第1号から第6号のいずれかの主催者の承認を得た上で、当該申請書類を ICT 推進センターへ提出する。

(参加者)

第4条 参加者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人に所属する常勤の役職員及び非常勤の役職員
- (2) その他、主催者にビデオ会議の参加が必要と認められた者

(ライセンス管理)

第5条 主催者ライセンスの払い出しは ICT 推進センターが行い、そのライセンス管理は各所属にて行う。

(ライセンスの追加)

第6条 法人での購入とは別に、各所属にて Webex ライセンスを購入してビデオ会議を行う場合には、原議書による法人決裁を得た後に行うこととする。その場合のライセンスの払い出し及び管理は各所属にて行う。

(禁止事項)

第7条 主催者及び利用者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 利用者認証に関して、ID 及びパスワードを他人に教える行為
- (2) 他人の ID 及びパスワードを聞き出し又は利用する行為
- (3) 虚偽又は二重の利用資格を申請する行為
- (4) Webex の利用に関して、法令及び本法人の規程等（「学校法人日本医科大学情報システムの利用に関する規程」、「学校法人日本医科大学学術ネットワーク運用細則」、「日本医科大学病院医療情報システム運用細則」、「学校法人日本医科大学個人情報保護に関する規程」等）に反する行為
- (5) システムのリソース(計算時間、ハードディスク利用量、通信時間)を大量に消費又は占有し、他人の利用を妨害する行為
- (6) 社会通念、公序良俗に反する情報を流す行為
- (7) 業務上知りえた情報を正当な理由なく公開する行為

(診療情報の取扱)

第8条 Webex を用いて要配慮個人情報である診療情報を取り扱ってはならない。その理由は、「Web 会議システム『Webex』を用いた学術ネットワーク上での診療情報の共有に関する調査報告」(別紙1) 参照

(他のビデオ会議システムの利用)

第9条 ビデオ会議システムの中にはセキュリティ上、問題となるものも認められる。当面の間、学校法人日本医科大学で利用するビデオ会議システムは Webex のみとする。(別紙2)

(事務)

第 10 条 当法人で購入した Webex に関する事務窓口は、ICT 推進センターが担当する。

(改廃)

第 11 条 この要綱の改廃は、担当常務理事の決裁を必要とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。

以上